

# 東京都最低賃金



# 1,041円

時間額

令和3年10月1日から

28円  
UP

生産性向上・賃金引上げ  
助成金のご案内

事業主の皆さまへ

賃金引上げに助成金を  
活用しましょう!

- **業務改善助成金** (申請期限: 令和4年1月31日)
- 人材確保等支援助成金 (テレワークコース等)
- キャリアアップ助成金
- ものづくり補助金 ● 持続化補助金
- IT導入補助金 ● 事業再構築補助金

各助成金の概要は裏面をご覧ください

○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)

または 最寄りの労働基準監督署へ



東京労働局

# 業務改善助成金

生産性向上に資する設備投資等を実施し業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる中小企業事業主等に業務改善に要した経費の一部を助成

問合せ先 業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155 (平日8:30-17:15)  
東京労働局雇用環境・均等部企画課助成金係 03-6893-1100 (平日9:00-17:00)  
東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865 (平日9:00-17:00)



## 人材確保等支援助成金（テレワークコース等）

テレワークの新規導入、雇用管理の改善、生産性の向上等を通じた職場定着の促進のための助成

問合せ先 東京労働局助成金センター人材確保等支援助成金担当（テレワークコースを除く）  
03-5332-6924 (平日8:30-17:15)  
東京労働局雇用環境・均等部企画課助成金係（テレワークコースのみ）  
03-6893-1100 (平日9:00-17:00)



## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成

問合せ先 東京労働局助成金センターキャリアアップ助成金担当 03-5332-6923 (平日8:30-17:15)  
ハローワーク



## （中小企業庁）ものづくり補助金

中小企業生産性革命推進事業  
革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

問合せ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053  
東京都よろず支援拠点 03-6205-4728



## （中小企業庁）持続化補助金

中小企業生産性革命推進事業  
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

問合せ先 <一般型>東京都商工会連合会(商工会地区) 042-843-5317  
補助金事務局(商工会議所地区) 03-6747-4602  
<低感染リスク型ビジネス枠>コールセンター 03-6731-9325  
東京都よろず支援拠点 03-6205-4728



## （中小企業庁）IT導入補助金

バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424  
東京都よろず支援拠点 03-6205-4728



## （中小企業庁）事業再構築補助金

コロナの影響で厳しい状況にある中小企業等を対象として、新分野展開、業態転換、事業・業種転換など、思い切った事業再構築を行う取組を支援。

問合せ先：事業再構築補助金コールセンター 0570-012-088



\* 各助成金の詳細は電話及びポータルサイトにてご確認ください

## 【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

## ○現行制度

### 【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。

（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、一部の自動車、PC等を対象として認める。

### 【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

### 【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

### 【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

## ○特例的な拡充

### 【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。

具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

（特例として助成対象費用として計上されるものの例）

- ・広告宣伝費
- ・執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・汎用事務機器購入費 等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

### 【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
- ・事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

### 【助成率】

3/4

### 【助成上限額】

100万円